

令和8年7月31日

お知らせ

課名	経営支援課 金融支援班
担当	<u>重松</u> ・藤川
内線	<u>5217</u> ・5215
直通	086-226-7361

株式会社全東信の破産手続開始の影響を受ける 中小企業者向けに危機対策資金の取扱いを開始します

本日、国において、破産手続中の株式会社全東信が、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第1号に規定する指定事業者指定されます。

これを受け、県では、県融資制度の危機対策資金により、株式会社全東信の破産手続開始により影響を受ける中小企業者の資金繰り支援を行いますので、お知らせします。

資 金 名	危機対策資金
融資の対象者	市町村長からセーフティネット保証1号に該当する旨の認定を受けた者
資 金 使 途	経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金
融 資 限 度 額	8,000万円
融 資 期 間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融 資 利 率	年1.55%以内
保 証 料 率	年0.80%（責任共有制度対象外）
担保及び保証人	取扱金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
申 込 手 続 き	取扱金融機関又は信用保証協会へ申し込む